

令和7年第1回那須烏山市議会1月臨時会（第1日）

令和7年1月16日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時54分

◎出席議員（15名）

1番	高木 洋一	2番	福田 長弘
3番	荒井 浩二	4番	堀江 清一
5番	興野 一美	6番	青木 敏久
7番	矢板 清枝	8番	滝口 貴史
9番	小堀 道和	10番	相馬 正典
11番	田島 信二	12番	渋井 由放
14番	中山 五男	15番	高田 悅男
16番	平塚 英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣 純子
副市長	熊倉 精介
教育長	内藤 雅伸
総合政策課長	小原沢 一幸
公共施設再編担当課長	関 雅人
まちづくり課長	大鐘 智夫
総務課長	佐藤 博樹
税務課長	川俣 謙一
市民課長	大谷 啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡 誠
こども課長	水上 和明
農政課長	深澤 宏志
商工観光課長	星 貴浩
都市建設課長	佐藤 光明
上下水道課長	石嶋 賢一

学校教育課長

齋 藤 浩 文

生涯学習課長

黒 尾 明 美

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

村 上 和 史

書 記

吉 川 和 穂

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第7号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する
条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第8号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について（市長提
出）
- 日程 第 5 議案第1号 令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）につい
て（市長提出）
- 日程 第 6 議案第2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第
4号）について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第3号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第
4号）について
- 日程 第 8 議案第4号 令和6年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3
号）について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第5号 令和6年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）に
ついて（市長提出）
- 日程 第 10 議案第6号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第3号）
について（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前 10 時 00 分開会]

○議長（青木敏久） おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は 15 名です。

定足数に達しておりますので、令和 7 年第 1 回那須烏山市議会 1 月臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。

地方自治法第 121 条の規定に基づき、市長、教育長以下、関係課長の出席を求めておりますので、御了解願います。

次に、本日の臨時会に当たり、本日、議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき、会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（青木敏久） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により、議長において指名をいたします。

会議録署名議員に、

3 番 荒井浩二議員

4 番 堀江清一議員を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（青木敏久） 日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎日程第 3 議案第 7 号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（青木敏久）　　日程第3　議案第7号　那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長　川俣純子　登壇〕

○市長（川俣純子）　　議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年8月の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員給与改定に準じ、特別職の国家公務員の俸給や特別給、ボーナスを引き上げられたことに鑑み、本市特別職である市長、副市長及び教育長の期末手当について、特別職の国家公務員に準じた引上げを行うための所要の改正を行うものであります。

具体的には、期末手当の支給月数を今年度分から0.05月引き上げ、年間3.40月から3.45月にするものでございます。この0.05月の引上げにつきましては、令和6年分については、12月分において0.05月分を加算し、1.75月分を支給することとする改正をするものであります。これが第1条の改正になります。

続いて、令和7年度以降は6月分と12月分をそれぞれ1.725月にするものでございます。これが第2条の改正になります。

続いて2ページを御覧ください。附則においては、改正に伴う施行期日や適用日等を定めたものとなります。なお、既に支給された期末手当等については、改正後の条例による期末手当の内払いとし、その差額のみを支給するものであります。本改正に伴い、議員の皆様の期末手当も連動して同様の引上げとなることを申し添えいたします。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久）　　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教）　　特別職の期末手当等の引上げということでございますが、総体的にこの0.05か月を引き上げますと、要するに引き上げないものと比べますと、総額では幾らぐらい引上げになるのかね、説明をお願いいたします。

○議長（青木敏久）　　佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹）　　お答えします。

議案書第1号の議案書ページで言いますと、24ページに給与費明細書というページがござ

います。その中で、特別職の今回の改正前と改正後における比較が出ております。その中で申し上げますと、三役に関しては、影響額は 10 万円。議員の皆様におかれましては、24 万 1,000 円の影響額ということで表示してございます。

以上です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

12 番 渋井由放議員。

○12 番（渋井由放） 2 ページ目の第 1 条云々と書いてあるんですが、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行するということで、7 がわざわざ赤く示してあるのかなと思うんですけれども、これは間違わないようにわざわざ赤くしていただいたのか、その辺のところ御説明をいただければと思います。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 申し訳ございません。これは黒字が本来であって、赤字にたまたまなっているということでございます。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第 3 議案第 7 号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第8号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第4 議案第8号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年8月の人事院勧告に準じ、国家公務員と同様に本市職員の給与月額を引き上げるとともに、期末手当等及び勤勉手当等の支給月数を引き上げるなど、関係条例の所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。なお、詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、お願いいたします。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） それでは、私から詳細説明をさせていただきます。

議案書1ページ目を御覧ください。まず、第1条、那須烏山市職員給与条例の一部改正でございますが、これは、今年度の人事院勧告により期末勤勉手当の支給月額が0.1月分、引き上げられ、年間4.5月から4.6月に変更になります。その引上げは、12月の期末勤勉手当でそれぞれ0.05月ずつ措置することとなったことに伴い、改正するものでございます。

続いて、3ページ目から7ページ目にかけてでございますが、行政職給料表の改正になってございます。これは民間給与との格差2.76%を埋めるため、職員の給料月額を引き上げるものでございます。

続いて、8ページ目を御覧になっていただきたいと思います。第2条の改正ですが、令和7年度においては、期末勤勉手当の6月期と12月期をそれぞれ同じ支給月数で均等にし、支給するための改正でございます。

続いて、10ページ目から14ページにかけましては、行政職給料表の改正でございます。これは、行政職給料表3級から7級までの給料表において、初号付近の号給をカットし、給料月額の最低水準を引き上げるものでございます。これにより、若手、中堅職員が昇格した場合の給料付額が引き上がるとともに、社会人経験を有する者を採用する際の初任給月額が引き上がることとなります。

次に、15ページ目を御覧ください。第3条、那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。

まず、初めに、高度な専門的知識、経験を有する者として任用される特定任期付職員についてでございます。具体的には給料月額が引き上げられ、また、期末手当の支給月額を年3.4.5月に引き上げるため、12月期の支給分に0.05月分上乗せし、対処するものでございます。

次に、専門的一般任期付職員、一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額を引き上げるものでございます。具体的には、第1条、那須烏山職員給与条例の一部改正により、職員の給料月額が引き上がることに伴い、職員給与条例を参照している一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額を引き上げるものでございます。

16ページ目を御覧ください。4条は令和7年度より、特定任期付職員が特に顕著な業績を上げた場合に支給することができる特定任期付職員業務手当を廃止し、新たに勤勉手当を支給するよう改正するものでございます。これにより、特定任期付職員の期末手当の配分を変更するとともに、新たに勤勉手当の配分を設定し、期末手当は6月期、12月期、それぞれ0.95月と、勤勉手当は6月期、12月期それぞれ0.875月とするものでございます。

続いて16ページからの第5条、令和6年度分の診療所医師の医療職給料表の改正でございます。これは行政職給料表における給料月額の引上げとの均衡を図るため、医療職給料法における給料月額についても同様に引き上げるものでございます。

続いて、21ページ目を御覧ください。第6条は、令和7年度分の診療所医師の医療職給料表の改正でございます。これは行政職給料表と同様に医療職給料表の2級から5級までの給料表において、初号付近の給料、号級をカットし、給料月額の最低水準を引き上げるものでございます。

続いて、26ページ目を御覧ください。最後に附則でございます。施行期日等ですが、本条例は原則として公布の日から施行し、速やかに引上げ分の支給処理を行うものでございます。ただし、令和7年度以降の期末勤勉手当の支給月数、給料表について定める第2条、第4条、第6条については、令和7年4月1日から施行するものでございます。

次の第2項では、第1条、那須烏山市職員給与条例の一部改正、第3条、那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正及び第5条、那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正のうち、給料月額の改正については令和6年4月1日に、期末勤勉手当については令和6年12月1日に遡り、適用するものでございます。

次に、第2条では、既に令和6年4月から支給された給与については遡り、適用された給与の内払いとして処理し、その差額のみを支給するとした取扱いを規定したものでございます。

続いて、第3条では、令和7年度から行政職給料表と医療職給料表において初号付近の号級がカットされることに伴い、一部の職員については号給の切替えが生じることから、該当となる職員の号給について、行政職給料表は附則別表第1に定める新号級に、医療職給料表は、附則別表第2に定める新号級に切り替えるものでございます。

続いて第4条では、切替日前に職務の級を異にする異動をした職員などについて、公平性を保つよう、必要な調整を行うことができるものを規定したものでございます。

最後に第5条は、今回の改正に伴う詳細な運用事項は規則で定めることとしたものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 先ほどと同様な質問になりますが、今回の改定によって、職員のいわゆる給与が改正前と比べてトータルで幾らに引き上げられるのか、説明をお願いします。なお、職務6級以上の特定幹部職員というは何名というふうに考えればいいのかね、その辺も説明をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 影響額でございますが、先ほどと同じように、議案書第1号の議案書ページで申し上げますと、25ページに給与費明細書がございますので、その中から御説明申し上げます。

まず、これはあくまで一般会計の分でございますが、まず2、一般職として、（1）の総括のところで、給与費の計、補正後、補正前、比較で5,000万5,000円が表示されていると思います。その中からその下で、職員手当の内訳で、時間外で56万5,000円ほど入っておりますが、これは今回の改正に伴うものでございませんので、それを除くと4,944万円が一般会計のうち、会計年度職員も含めた総額の影響額になります。これは特別会計も全部を含めますと、全体では5,491万4,000円ほどの影響額になります。

それと6級の何名いるかという、給与費明細書のところで見ていただくと27ページ目に級別職員数というのがございます。その中で6級のところを見ていただきますと、職員数が20名、7級で14名、一般行政職です。そこを右に追っていくと教育職、看護保健職、税務職がおりますが、それらを全部足し込みますと、39名が一般職の一般会計における6級以上の職員になります。そのほかに上下水道課でやはり課長職がおりますので、さらに1プラスになるというふうになってございます。

6級以上になりますと主幹級と7級が参事、課長級の職になりますので、その点も申し上げておきます。

以上です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 2点ほど質問申し上げます。先ほど総務課長の説明があったんですが、ちょっと私、理解ができなかった部分があるものですから、お伺いしたいんです。

27ページを開いていただきたいと思うんです。ここに附則別表第1の号級の切替表というのがありますね。今までこういうものなかったような気がするんですが、今回どうしてこういう号級の切替表というのが出てきたのか。それと具体的にこれはどういう場合にこの切替えになつて昇給になるのか、この辺について1点。

もう1点、これは参考のためにお伺いしたいんですが、今回はこの改正でもって、大卒の初任給が21万3,600円と、2万6,300円ほど引上げになりますね。最近のこの報道を新聞やテレビ見ますと、この企業の中には、初任給が30万円を超えるようなところがあるようなんですね。そういう中で那須烏山市の職員の採用状況、もう今年既に夏から秋にかけて進んでいるようなんですが、その状況についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） なかなか見受けられない号級の切替表でございますが、これも、これまで職務の級の切替えがあった場合や、給料表の切替えがあった場合は必ず対応する号給が、なくなる号級がございますので、それに伴い、この旧号級に当たるところが新たな新号級では、3級であれば旧1号級の1だった方は3-1に行きますよというような切替表は必ずつけてございます。これは今まで何点か、給料表の切替えのときは必ず置いている決まりの附則になってございます。

それともう一つ、最近の新採用の職員の状況でございますが、令和7年度4月1日における職員数につきましても、今年度採用試験をしながらやつたんですが、基本的には、新しいやり方を取り入れたセンター方式という試験をやって、全国から応募できるような、そういう取組をしてございますので、応募状況につきましてはかなりありました。ただ、そのうち、本市にとって人物重視ということの観点から採用してございますので、令和7年度4月1日は、現段階では技術職も入れて14名の新採用職員を内定し、今後オリエンテーション等を進めていく予定になってございます。例年よりは多くの職員に全国から応募していただいている状況でございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 附則別表の件は分かりました。

もう一つ、応募状況なんですが、14名を内定したということですが、実際この採用試験に何名ぐらいが応募したんでしょうか。この辺のところ人数、お分かりでしたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 大変申し訳ないんですが、今回、早期募集と通常募集と2回に分けて募集してございますが、今すぐ手元でそれを確認できる応募人数、トータル人数がちょっと分かりませんので、すぐ調べて報告したいと思います。申し訳ありません。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第8号 那須烏山職員給与条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第1号から日程第10 議案第6号までの令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）について、令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第4号）について、令和6年

度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、令和 6 年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第 2 号）について、令和 6 年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第 3 号）についての 6 議案については、いずれも令和 6 年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

- ◎日程第 5 議案第 1 号 令和 6 年度那須烏山市一般会計補正予算（第 8 号）について
- ◎日程第 6 議案第 2 号 令和 6 年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- ◎日程第 7 議案第 3 号 令和 6 年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第 4 号）について
- ◎日程第 8 議案第 4 号 令和 6 年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- ◎日程第 9 議案第 5 号 令和 6 年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- ◎日程第 10 議案第 6 号 令和 6 年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

○議長（青木敏久） よって、議案第 1 号から議案第 6 号までの 6 議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

[市長 川俣純子 登壇]

○市長（川俣純子） 議案第 1 号から議案第 6 号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 1 号 令和 6 年度那須烏山市一般会計補正予算（第 8 号）についてでござります。

本案は、令和 6 年度那須烏山市一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ 1 億 8,557 万 6,000 円増額し、予算総額を 131 億 5,128 万 4,000 円とするものであります。今回は、ふるさと応援寄附金の増額に伴う返礼品代等の増額や、国の補正予算に係る低所得者世

帶への支援として、非課税世帯等給付金事業費の計上及び人事院勧告に伴う職員人件費等の増額に必要な予算を編成したものであります。

では、主な内容を御説明いたします。

まず、歳出であります。

総務費のふるさと応援寄附金事業費につきまして、ふるさと応援寄附金の寄附額が想定以上に増加していることから、不足が見込まれる返礼品代等を増額するものであります。

総務費の市税徴収事業費につきましては、不足が見込まれる口座振替キャンペーンのノベルティ購入の費用の増額であります。

民生費の非課税世帯等給付金事業費につきましては、令和 6 年度住民税非課税世帯に対し、1 世帯当たり 3 万円を給付し、その世帯の 18 歳以下の児童に対し、1 人当たり 2 万円を加算し、給付する事業費の計上であります。そのほか、補正額につきましては、人事院勧告に伴う職員人件費及び会計年度任用職員人件費の増額であります。

次に、歳入であります。

国庫支出金につきましては、非課税世帯等給付金事業に係る補助金の計上であります。なお、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第 2 号 令和 6 年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものであります。

まず、事業勘定から御説明いたします。

歳入歳出予算をそれぞれ 42 万円増額し、補正後の予算総額を 33 億 2,479 万 6,000 円とするものであります。

歳出の主な内容は、人事院勧告に伴う職員人件費の増額であります。

なお、財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

次に、診療施設勘定でございます。

歳入歳出予算をそれぞれ 30 万 1,000 円増額し、補正後の予算総額を 5,541 万 8,000 円とするものであります。

歳出の主な内容は、人事院勧告に伴う職員人件費及び会計年度任用職員人件費の増額であります。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第 3 号 令和 6 年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第 4 号）についてでございます。

本案は、熊田診療所特別会計の歳入歳出をそれぞれ 63 万 8,000 円増額し、補正後の予

算総額を 5,452 万 7,000 円とするものであります。

歳出の主な内容は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員人件費の増額であります。

なお、財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

次に、議案第 4 号 令和 6 年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ 246 万 2,000 円増額し、補正後の予算総額を 28 億 5,839 万 1,000 円とするものであります。

歳出の主な内容は、人事院勧告に伴う職員人件費及び会計年度任用職員人件費の増額であります。

なお、財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

次に、議案第 5 号 令和 6 年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

本案は、収益的支出を 108 万 5,000 円増額し、補正後の予算総額を 6 億 528 万 8,000 円とするものであります。主な内容は、人事院勧告に伴う職員人件費及び会計年度任用職員人件費の増額であります。

最後に、議案第 6 号 令和 6 年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

本案は、下水道事業会計予算の収益的支出を 84 万 8,000 円増額し、補正後の予算総額を 4 億 386 万 4,000 円とするものであります。

主な内容は、人事院勧告に伴う職員人件費及び会計年度任用職員人件費の増額であります。

以上、議案第 1 号から議案第 6 号まで一括して提案理由の説明を申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16 番平塚英教議員。

○16 番（平塚英教） 今回は人事院勧告に基づく職員給与引き上げとか、非課税世帯に対する給付金が主な内容かとは思います。それで 15 ページね、ふるさと応援寄附金事業費 2,737 万 7,000 円なんんですけど、12 月にも若干補正したかと思うんですが、それがさらに返礼品の不足を生じたということでございますが、実際、その寄附金がどのようにいただいたのかね、その変化について、説明をいただきたいと思います。

さらに 17 ページでございますが、まず、説明の中に、中ほどに、自立相談支援事業費とい

うのが18万3,000円あるんですが、これは具体的にどんな事業をやっているのか、説明をお願いいたします。

その下の非課税世帯等給付金事業費でございますが、9,922万9,000円ということでございますが、この非課税世帯の給付金等の関係については、それぞれ世帯ごとに幾ら支給をするのか、いつから支給が始まって、いつまでに完了するというような中身なのか、説明をお願いいたします。

次に、子育て支援センター事業費というのが74万7,000円ありますが、これについて、事業内容の説明をお願いいたします。

さらに、地域子育て支援一般型事業費というのが42万9,000円あるんですけども、これについても説明をお願いいたします。

次は、19ページでございます。中ほどに子育て世代包括支援センター事業総務費というのが63万8,000円あるんですけども、これについても説明をお願いいたします。

さらに、その下のほうに、地籍調査事業費というのが65万6,000円あります。これは今現在どのようなところを調査して、今回その調査費を増やす理由ですね。これについて説明をお願いいたします。

次に、21ページ、教育支援センター運営費47万5,000円ですね。これについても説明をお願いいたします。

23ページ、文化財保護費が34万5,000円補正になっていますが、これは内容説明をお願いいたします。

その下に、緑地運動公園管理費71万円、補正になっておりますが、これについても説明をお願いいたします。

次に、介護保険特別会計の15ページでございますが、認定等調査費というのが85万2,000円計上されておりますが、これについての内容説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） それでは、ふるさと納税に関する御質問いただきましたので、回答させていただきます。

令和6年度のふるさと納税の寄附金の額ですけれども、昨日現在で8,194万3,000円ということになりました。12月補正の段階では、寄附の見込額を3,000万円ということで低めに見ておいたんですけども、それを大きく上回っておりますので、寄附総額に対して手数料とか、そういう業務委託料がかかってまいります。それですので、今年度の見込額を9,000万円としておりまして、それにかかる各事務手続等の費用を今回補正をさせていた

だいております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 健康福祉課に係るもの3点ございますので、まとめて説明申し上げます。

まず、17ページ、自立相談支援事業費でございますが、こちらに関しましては、生活困窮者の自立を支援するため、求職活動支援などのアドバイスを行う生活相談員を配置しております。そちらの会計年度任用職員の人事費の予算になっております。

続きまして、給付金でございます。給付金に関しましては、令和6年度における非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を給付するとともに、18歳以下の子供のいる世帯に対して児童1人当たり2万円を給付するものとなっております。スケジュールとしましては、まず、認定の基準日は令和6年12月13日としまして、受付の締切りは、7月31日を予定しております。本日可決賜りましたら、即、システム改修のほうを進めまして、2月下旬にはシステム改修が終了し、確認書等の発送は3月下旬を見込んでおります。その後、申請等いただきまして、プッシュ型で、基本的にプッシュ型での給付を4月末に一発目できるような形で考えております。

もう1点、介護保険特別会計、15ページの認定調査事業でございますが、介護の申請がありましたらば、職員のほうで出向きまして、認定調査を行っております。認定調査員として3名の職員がおりますが、そちらの人事費になっております。

以上です。

○議長（青木敏久） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） それでは、私のほうからは議案書17ページ、子育て支援センター事業費、それと地域子育て支援一般型事業費、19ページ、子育て世代包括支援センター事業総務費について御説明いたします。

まず、17ページ、子育て支援センター事業費でございますが、これはにこにこ保育園内で行っております子育て支援センターきらきらの会計年度任用職員の報酬の引き上げ、1名の報酬の引上げ分になります。

続きまして、地域子育て支援一般型事業費。これはこども館での子育て支援員の会計年度任用職員、子育て支援員2名分の報酬の引上げ分になります。

19ページ、子育て世代包括支援センター事業総務費、これはこども課において、看護師、会計年度任用職員で看護師を2名雇用しておりますので、その分の報酬の引上げ分となります。

以上です。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 19ページ、地籍調査事業費の報酬と役員手当等でございますが、こちらにつきましては、地籍調査グループにおいて会計年度任用職員がおりまして、そちらが今回の人勧の増によりまして、変更になるということでございます。現在の調査地区につきまして、烏山地区の中央1丁目を調査しております。

○議長（青木敏久） 斎藤学校教育課長。

○学校教育課長（斎藤浩文） 21ページの教育支援センター運営費について御説明します。こちら47万5,000円につきましては、会計年度任用職員の人勧に伴う増額の補正となります。任用職員については2名となっております。

以上です。

○議長（青木敏久） 黒尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒尾明美） 私のほうからは、23ページ、文化財保護費、同じく23ページの緑地管理費のほうですが、こちらについても、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の増額補正分になっております。

以上です。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 非課税世帯の給付金事業は1世帯3万円と、18歳以下は2万円ということでございますが、できれば支給世帯数も併せて説明いただければと思います。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） まず、非課税世帯の給付でございますが、3,000世帯を見込んでおります。9,000万円になります。子供加算の児童数ですが、300人を見込んでおりまして、600万円を計上しております。

以上です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 私のほうから3点質問させていただきます。

まず、補正のほうで一般会計第8号、15ページのほうで、これも人件費なのかもしれないですけど、秘書業務費のほう、37万3,000円、こちらの詳細を教えてください。

それと19ページの、これ確認なんですかけども、にこにことすぐすぐの運営費、こちらは人件費が含まれているという理解で、主に占める割合は人件費だということでよろしいですか、そこをちょっと確認させてください。

それと最後に21ページの小学校管理費です。207万5,000円、こちらの詳細を教え

てください。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 15ページの秘書業務費につきましては、こちらは市長運転手の会計年度任用職員分の人物費の増額となっております。

以上です。

○議長（青木敏久） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 議案書19ページ、にこにこ保育園運営費、また、すぐすぐ保育園運営費でございますが、これも会計年度任用職員の人物費の増額分でございまして、にこにこ保育園につきましては17名分、すぐすぐ保育園につきましては8名分となっております。

以上です。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 私のほうから21ページの小学校管理費の補正について御説明いたします。

こちらも人労に伴う、会計年度任用職員の補正となります。小学校管理費の会計年度任用職員は21名となっております。

以上です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 1点お伺いします。一般会計の13ページ、これ収入ですが、ここに、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、9,922万9,000円ほど載っております。今回の補正の半額以上がこれで占めているわけなんですが、あまりこれ聞き慣れない臨時交付金なんですが、この交付の根拠について、なぜこれだけの金額が那須烏山市に交付されたのか、その根拠等についてお伺いします。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいまの御質問でございますが、歳出のほうの非課税世帯給付金、こちらの財源がその交付金になっております。国庫10割ですので、国の制度ですので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 私自身、この臨時交付金、9,922万9,000円ありますが、この交付の根拠についてお伺いしてます。これみんなあれですか、給付金に関する収入なんですか。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） こちらは、12月に国の補正で決ったものになります、まず今回の分については、非課税世帯の給付金の交付金になっております。根拠としましては、物価高騰による生活支援というものの対応策の一つとして、各非課税世帯に給付するという形となります。全体については、まだ、ほかの交付金については分からぬ状態となっておりますので、分かり次第また対応したいと考えております。

以上になります。

○議長（青木敏久） 質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第1号 令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第3号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 8 議案第 4 号 令和 6 年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 9 議案第 5 号 令和 6 年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 10 議案第 6 号 令和 6 年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決いたしました。

ここで、議案第 8 号での中山議員の質疑に關しまして、追加答弁がございます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 議案第 8 号の際、質問の中で、令和 7 年 4 月採用職員の採用状況についてのお尋ねの件で、採用者は 14 名とお答えしたんですが、応募者内容の点についてお答えいたします。

早期募集では 34 名、通常募集で 40 名、合計で 74 名の応募がありました。そのうち県外は 17 名、県内は 57 名の応募状況でございます。採用状況は 14 名ですが、早期では 6 名、通常では 8 名、そのうち、男女で申し上げますと、男性が 6 名、女性が 8 名、さらに県内では 10 名、県外では 4 名で 14 名の採用というふうになってございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 以上で、この臨時会に付議された案件は全て終了しました。各位の御協力大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 7 年第 1 回那須烏山市議会 1 月臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

[午前 10 時 54 分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 7 年 5 月 27 日

議長 青木 敏久

署名議員 荒井 浩二

署名議員 堀江 清一